

## 建設工事入札参加資格総合点数への 「インターカルチュラル賛同事業所」の加点について

令和9・10年度 静岡県建設工事入札参加資格定期申請において、以下のとおり新たな加点項目(インターカルチュラル賛同事業所に対する加点)を設けることとしましたので、周知します。

### 1 インターカルチュラル賛同事業所の加点について

「国籍や文化、年齢を超えて皆が一緒に創る新しい多文化共生県」を目指し、令和8年6月付けで静岡県(担当課:企画部多文化共生課)が新たに創設予定の「インターカルチュラル賛同事業所」認証制度に基づく認証書の交付を受けた企業について、令和9・10年度 静岡県建設工事入札参加資格の総合点数に3点を加点します。(対象:土木一式・建築一式・電気・管の4業種)

「インターカルチュラル賛同事業所認証制度」とは

静岡県が目指すインターカルチュラル社会の実現に向け、その理念を広く県内に普及し、企業や団体など社会全体で主体的な取組を広めることを目的に、理念に賛同し、かつ実戦的な取組をしている事業所を「インターカルチュラル賛同事業所」として認証するもの。認証者には認証書が交付される。

#### 【加点対象】

令和8年12月31日までに、「インターカルチュラル賛同事業所認証書」の交付を受けた企業

#### 【加点方法】

建設工事入札参加資格総合点数に3点を加点  
(対象:土木一式・建築一式・電気・管の4業種)

#### 【入札参加資格申請時提出資料】

資料の提出は不要です。(多文化共生課の認証企業名簿を元に加点します。)

### 2 インターカルチュラル賛同事業所認証までの流れ

#### ① 申請書類(チェックリスト等)を提出

##### ○チェック項目

「静岡県多文化共生シンボルマークを活用している」

「外国人を含む多様な人材が活躍できる職場づくりを社内外に示している」

「日本人と外国人が交流・協働できる機会を設けている」 など約30項目

※ 添付書類として、誓約書やチェックリストの内容を確認できる書類を提出

※ 申請方法等の詳細は県 HP で公表予定(6月上旬を予定)

#### ② 県多文化共生課で審査

#### ③ 「静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証書」を交付

※ 事業所リストは県 HP に掲載

### 3 その他

- ・インターカルチュラル賛同事業所認証企業については、定期申請、随時申請問わず、令和9・10年度 静岡県建設工事入札参加資格の総合点数に3点を加点しますが、それ以降(令和11・12年度静岡県建設工事入札参加資格等)の加点継続については未定です。
- ・インターカルチュラル賛同事業所認証制度の内容や登録方法についての詳細は、以下にお問い合わせください。

<インターカルチュラル賛同事業所認証制度に関する問合せ先>

静岡県企画部多文化共生課

電話:054-221-3316

メール: [tabunka@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:tabunka@pref.shizuoka.lg.jp)

インターカルチュラルとは・・・

「外国人県民は、共に地域をつくっていくパートナーである」とポジティブにとらえ、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる新しい考え方のこと



静岡県多文化共生  
シンボルマーク

<入札参加資格問合せ先>

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班

TEL:054-221-3059